

新たな総合計画の策定について

新たな総合計画策定の趣旨及び計画策定に向けた基本的な視点については、「新たな総合計画の策定に向けた基本方針」(平成15年8月28日付け15川企調第233号)に示したとおりである。

これに基づき策定する計画は、次のような基本的構成とする。

(1) 基本的な市政運営の方針や政策の基本方向を掲げる10か年程度の基本構想

基本構想は、これまでのような行政運営の基本理念や基本方向の提示にとどまらず、相応の具体性を持った「川崎再生」のための構想となる。

その内容は、急速な社会環境の変化の中においても10か年程度持続しうる骨太の構想である一方で、「具体性と現実性」をもって提示可能な範囲で、政策・施策・事業のそれぞれの段階での再生に向けた基本的な方針を示すものである。

(2) 行財政改革や事務事業総点検を踏まえた効率的で効果的な自治体運営、地域経営を進めるための施策・事業体系

施策・事業体系は、「川崎再生」のための10か年の基本構想に基づいて、本市が取り組む政策・施策・事業を体系化した上で、その「3か年の実行計画」として策定する。この計画は、施策・事業ごとに、可能な限り具体的かつわかりやすい形で、3か年の目標を明示したものとなる。さらに、この目標は、財政収支見通しに基づいて、十分な実現性を確保したものである。

(3) 重点的、戦略的に取り組むべき課題について、具体的取組内容等を示す3か年程度の重点戦略プラン

重点戦略プランは、「3か年の実行計画」を基本に、その中から、

「市民にとって切実かつ重要な課題」

「川崎再生に向けて欠かせない、戦略性の高い重要な課題」

「今後3年間のうちに実現すべき重要な課題」

を選び、3年間でのその確実な実現(課題の解決)を担保するものである。

(計画の構成及び関係イメージは別紙「新たな総合計画の姿」を参照)

2010プラン

新たな総合計画

基本構想(21世紀の第1四半世紀を見据えた長期構想)

基本計画(5の基本方向・9の課題・25の分野別計画)

その他事業(一般管理費維持修繕費等)

総合計画
II 中期計画事業

法定扶助費 公債費 人件費等

第3次中期計画の場合

- ・重点計画事業 55事業
 - ・計画事業 281事業
 - ・総事業費 7,511億円
 - ・所要一般財源 1,936億円
(平成11~15年度の5年間)
- 一方、
平成15年度一般会計の
- 予算総額 5,485億円
 - 一般財源額 3,436億円
 - 市税収入額 2,484億円

問題点

- ・計画と財政収支フレームとの整合不足
原因
社会経済環境の変化
計画外事業の把握不足
- ・計画事業への投入(可能)一般財源が不明確
- ・計画事業の実現可能性が不明確

基本構想 市政運営方針や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10カ年程度の計画

財政収支見通し(計画期間の収入フレームを明示)

施策・事業体系の再構築 基本構想に基づく3カ年の実行計画

(原則的に全ての施策 事業を対象)

重点戦略プラン

重点的戦略的に取り組む事業

- ・市民にとって切実かつ重要な課題
- ・川崎再生に欠かせない戦略性の高い重要な課題
- ・今後3年間のうちに実現すべき重要な課題

新総合計画の姿

- ・計画期間内の財政収支見通しを明示し、財源的な裏付けをもって実現可能な事業範囲に関する計画
- ・主要・重要な事業だけでなく、全事務事業を対象とする施策体系の再構築
- ・事務事業総点検と連携することにより原則的に全事業の管理を前提とした施策体系化
- ・施策体系に基づく3年間での重点取組事業を重点戦略プラン化

進行管理

事務事業総点検(川崎再生アクションシステム)

人件費

総合計画策定体制図



